



## トップセミナーを開催しました

12月1日(月)、宇都宮市の栃木県教育会館において、産業廃棄物処理業等に関わる環境の変化や社会的ニーズに対応するため、経営者層を対象にトップセミナーが開催され、協会員39名が参加しました。

今年度のトップセミナーでは、宇都宮中央法律事務所の澤田弁護士および益田弁護士を講師にお迎えし、パワハラ・セクハラ等の各種ハラスメント防止に向けた企業経営の在り方について、具体的な裁判事例を交えながらご解説いただきました。ハラスメントが発生した際に企業が負う法的責任や、判断の際に押さえておくべきポイントが明確に示され、実務で直面しやすい課題への理解を深めるうえで大変参考となる内容でした。

本研修を通じ、日常的な予防策を丁寧に積み重ねることの重要性、そして万一問題が生じた際には、迅速かつ適切に対応することが、企業の信頼性向上や働きやすい職場づくりに直結することを改めて理解する機会となりました。これらの学びを今後の実務へ着実に活かしていく必要性を再認識するセミナーとなりました。

議題：コンプライアンスの実務～現代的経営のために～

講師：宇都宮中央法律事務所 弁護士 澤田 雄二 氏、弁護士 益田 萌里 氏



【挨拶する山口副会長】



【澤田弁護士】



【益田弁護士】



【会場風景】

## 第83回理事会を開催しました

11月28日(金)、宇都宮東武ホテルグランデにおいて第83回理事会が開催され、理事・監事18名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

### 【決議・協議事項】

1. 賀詞交歓会の開催（3ページ参照）  
令和8年1月23日、宇都宮東武ホテルグランデで開催することが決まりました。
2. 労働安全衛生に関する研修会の開催  
令和8年2月17日、栃木県教育会館で開催することが決まりました。
3. 役員候補者推薦委員会の設置  
令和8年5月の任期満了・改選に向けて、役員候補者推薦委員会の設置及び委員が選任されました。
4. 新規加入会員の承認  
正会員3社（株小島商事、株CLEAN、細島工業株）の入会申請が承認されました。

### ○株式会社 CLEAN 代表取締役 緑川 直道

栃木県那須郡那須町大字塗塚8  
TEL0287-72-7000 FAX0287-72-7007 <https://clean70.co.jp>

\*収集運搬業（積替えを除く） 栃木県：令和6年9月25日

燃え殻（※1）、汚泥（※2）、廃油（※3）、廃酸（※4）、廃アルカリ（※4）、廃プラスチック類（※5）、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず（※3）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（※5）、鉱さい（※1）、がれき類（※6）、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん（※1）

※1：水銀含有ばいじん等を含む ※2：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む ※3：水銀使用製品産業廃棄物を含む ※4：水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む ※5：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む ※6：石綿含有産業廃棄物を含む

### ○株式会社小島商事 代表取締役 小島 一恵

栃木県佐野市赤見町2101  
TEL0283-25-3298 FAX0283-25-3914 <http://www.kojima-tc.co.jp>

\*収集運搬業（積替えを除く） 栃木県：令和3年4月20日

汚泥（※2）、廃プラスチック類（※2）、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、金属くず（※1）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（※2）、がれき類（※3）

※1：水銀使用製品産業廃棄物を含む ※2：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む ※3：石綿含有産業廃棄物を含む

### ○細島工業株式会社 代表取締役 細島 浩治

栃木県真岡市八條1415  
TEL0285-83-3631 FAX0285-80-1277

\*収集運搬業（積替えを除く） 栃木県：令和3年9月30日

廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

### 【報告事項】

1. 令和7年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣の受賞  
田城理事の受賞及び10月31日に開催された「資源循環と環境を考える全国大会」で表彰式が行われたことについて報告しました。
2. 産業廃棄物処理業における実務研修会の開催結果  
10月28日、栃木県総合文化センターで開催した研修会の開催結果について報告しました。
3. 関東地域協議会の開催結果  
11月19日、ホテルメトロポリタン高崎で開催された会議結果について報告しました。

## ～協会ニュース～

### 4. トップセミナーの開催（1ページ参照）

12月1日、栃木県教育会館で開催した研修会の概要や講義内容等について報告しました。

### 5. (一社)栃木県環境美化協会事務の受託等

事務委託契約の進捗状況について報告しました。

### 6. 会員の異動

会員に代表者変更等があり、11月20日時点で正会員は199社、賛助会員は23社であることを報告しました。

### 7. 今後の日程

主な今後の行事予定について報告しました。

### 8. 当協会青年部活動報告

直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

## ＜今後の予定について＞

### ①賀詞交歓会の開催

令和8年の新春にあたり会員相互の交流を深めるため、賀詞交歓会を開催いたします。

参加を希望される方は、協会事務局までお問い合わせください。TEL028-612-8016

1. 日時 令和8年1月23日（金）17:30～19:00（17:00受付開始）

2. 場所 宇都宮東武ホテルグランデ 松柏（4F）  
宇都宮市本町5-12 TEL028-627-0111

3. 会費 1人 9,900円（税込）

### ②優良産業廃棄物処理施設等の視察研修会の開催

産業廃棄物の処理施設の最新の情報等を収集するため、標記研修会を次のとおり実施いたします。参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日時 令和8年2月10日（火）1回目10:00～11:30、2回目13:30～15:00

2. 観察先 リバー株式会社 壬生事業所 下都賀郡壬生町大字壬生乙 3545-1 0282-51-1080  
産業廃棄物処分業（選別、圧縮固化）  
シュレッダーダスト等の廃棄物を効率的に処理・再資源化する施設で、2025年8月に開設。自動クレーン、各種選別機、圧縮固化機などの最新設備を導入し、廃棄物から鉄・非鉄金属や硬質プラスチック等の有価物を回収しています。

3. 定員 各回20名（先着順）

4. 参加費 無料

### ③電子マニフェスト 処分業者向け項目追加説明会の開催【JWNET主催】

廃棄物処理法施行規則の改正(2027年4月1日施行)に伴い、処分業者が行う電子マニフェストの「処分終了報告(最終)」および「最終処分終了報告」に入力項目が追加されます。

JWNETでは、処分業者の皆様が円滑に対応できるよう制度の仕組や改正に伴うシステム変更、利用方法等についての説明会を栃木県でも開催いたしますので、ぜひご参加ください。

1. 日時 令和8年2月18日（水）14:00～16:00

2. 場所 コンセーレ アイリスホール（2F）宇都宮市駒生1-1-6 TEL028-624-1417

3. 申込方法 JWNETのホームページからお申込みください。

[https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/seminar\\_shobun/index.html](https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/seminar_shobun/index.html)

4. 定員 90名（先着順）

5. 参加費 無料

スキルアップを考えている  
方に必須の試験です

# 第10回 産業廃棄物処理検定 廃棄物処理法基礎



産業廃棄物適正処理のマスコット  
「タキマル君」

本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です

試験問題は

公式テキスト第1版(発行:令和5年9月)の内容を理解しているかを問います。  
2025年4月1日時点で成立している法令に準拠して出題します。

この検定に  
合格すると…

- 合格証明書カードが発行されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることを連合会が認定します。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

令和7年度 「CBT方式の試験」です。

※ CBTとは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験

試験実施期間

第10回 令和8年2月11日(水)～3月4日(水)

※受験日時については、  
試験実施期間内での  
受験者が選べます。

申込期間：令和8年1月7日(水)～1月28日(水)

試験会場

全国約360のテストセンター  
にある最寄りの会場から  
受験できます。

受験料

9,900円(税込)

全産連 研修会・セミナー  
<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>



申込方法

インターネット(Web)受付のみ

弊会のホームページ経由等で(株)シー・ビー・ティ・ソリューションズのwebサイトから申込いただけます。

受験資格

どなたでも受験可能

出題形式

CBT方式 60問(択一、選択式)

試験時間

75分

試験結果

即時判定

試験形態

テストセンターのパソコンにて回答



お問い合わせ先



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

E-mail : ability-as@zensanpairen.or.jp

●営業時間／月～金 9:00～17:00 ●定休日／土日・祝日

2025.10

令和7年度

# 産業廃棄物処理実務者研修会

## 後期開催日程

いつでも・どこでも  
職場や自宅、  
好きな時間に  
自分の  
ペースで!



	開催日	申込
第5期	11月3日～28日	10月1日～22日
第6期	12月3日～28日	11月1日～22日
第7期	1月3日～28日	12月1日～22日

カリキュラム  
(全4講座)

① 産業廃棄物処理の基礎  
(第1章～第8章)

第1章 循環型社会推進の法体系および廃棄物処理法の構成  
第2章 廃棄物処理法の目的と産業廃棄物の種類  
第3章 排出事業者の責務  
第4章 産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準  
第5章 特別管理産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準  
第6章 産業廃棄物処理業  
第7章 産業廃棄物処理施設  
第8章 行政処分

② 産業廃棄物の委託処理と委託契約

産業廃棄物の委託処理と委託契約

③ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※マニフェストの記入方法

④ 帳簿

帳簿

### 1 研修会の目的

産業廃棄物を取り扱う方々(排出事業者含む)の実務に必要な幅広い知識の習得と再確認。

2 受講料 1名につき 8,250円

税込、通信料は利用者負担

※産業廃棄物処理の基礎知識をわかりやすく解説した『産業廃棄物処理実務者研修会テキスト』も別途販売しています。



### 3 申込方法

全産連 研修会  
<https://www.zensanparen.or.jp/application/seminar/>

専用のポータルサイトより受付

検索

### 各章の構成

個人学習に最適な「復習(補習)」や「確認テスト」がメインの研修会です!  
※各章ごとに、STEP1～STEP3 で構成

STEP1 講義視聴  
ナレーション付きスライドショー

要点がわかりやすい!

STEP2 復習(補習)  
クリックではがれる付箋機能を搭載

重要語句の暗記に最適!

STEP3 確認テスト  
選択式問題や記述式問題を用意

理解度の把握に最適!

次の章へ



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

お問い合わせ先

公益社団法人全国産業資源循環連合会 事業部 実務者研修会担当

[E-mail]ability-as@zensanparen.or.jp

[営業時間]月～金 9:00～17:00 [定休日]土日・祝日

2025.10

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！

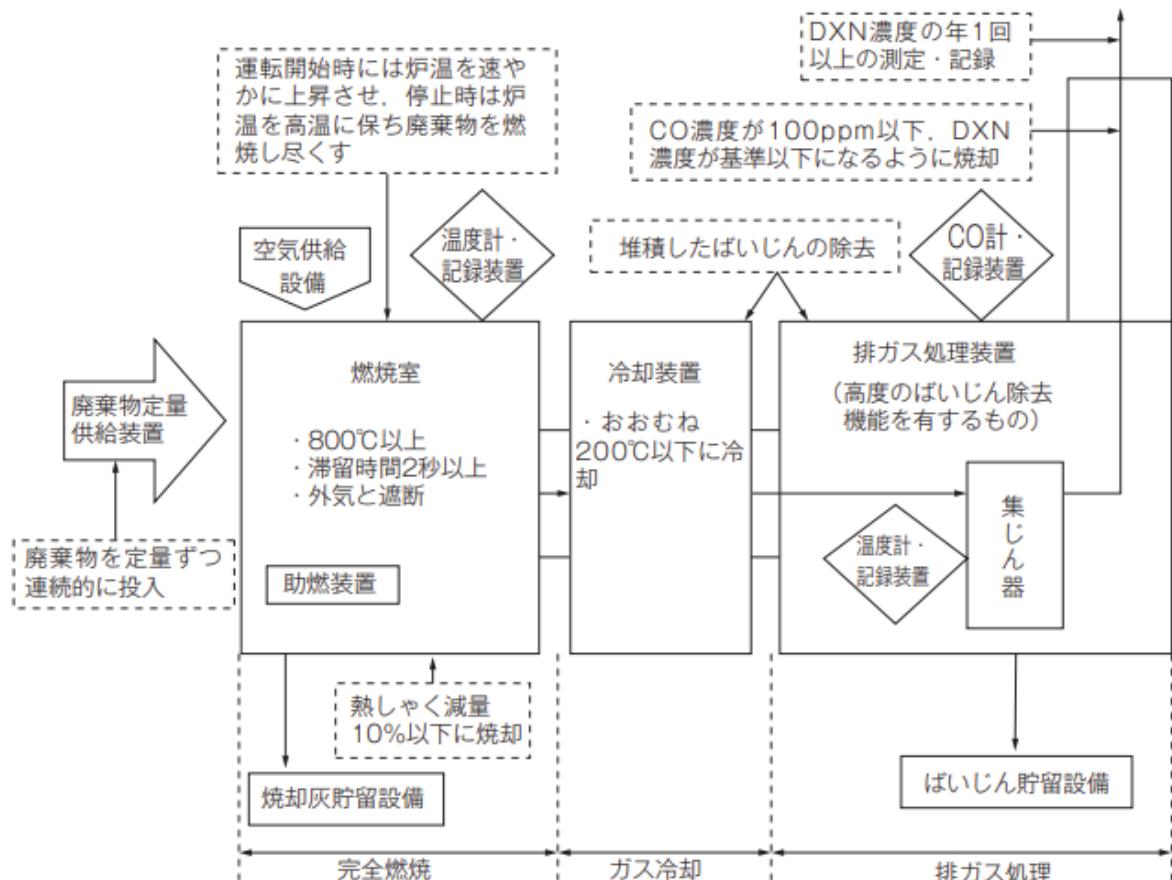


宿題は焼却炉からでしたね。それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Q、次のうち、政令第7条第13号の2の産業廃棄物の焼却施設の維持管理基準を遵守していないものはどれか。

- (1) 二次燃焼室出口で測定している燃焼ガスの温度が820°Cであった。
- (2) 焼却灰の熱しやく減量が8%であった。
- (3) 煙突から排出される排ガスの一酸化炭素濃度が80ppmであった。
- (4) バグフィルターに流入する燃焼ガスの温度が180°Cであった。
- (5) ばいじんと焼却灰を混合して排出した（混合物は搬出後埋立処分する）

### 【解説】



## ～廃棄物処理問題～

### 【解説】

産業廃棄物処理施設の維持管理基準は法第 15 条の 2 の 3 を受けた省令第 12 条の 7 各項で規定されているが、焼却施設のほとんどの基準は一般廃棄物の焼却施設の維持管理基準である省令第 4 条の 5 第 1 項第 2 号の規定を準用している。

多くの事項が規定されているが、設問に関する事項については次のとおり。

なお、それぞれに一定の要件の下では例外措置があるものも多い。

- (1) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保つこと。
- (2) 焼却灰の熱しやく減量が 10% 以下になるように焼却すること。
- (3) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100 万分の 100 以下となるようにごみを焼却すること。
- (4) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却すること。
- (5) ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること（その後、溶融、焼成等行う場合は、例外措置あり）

正解 (5)

世の中は「単純処理から再生活用、循環型社会」と言われていますが、それでもまだまだ焼却炉の需要は大きく、大切で重要な処理施設だと BUN さんは思っています。特に感染性廃棄物の処理においては、病原菌やウィルスを死滅させる必要もあり、現状では 100% リサイクルはなかなか難しく、総合的に判断するとやはり焼却炉に頼らざるをえないと思います。では、その感染性廃棄物関連の問題を。これは「難関」問題かもしれませんね。

Q、特別管理一般廃棄物に該当するものに○を付けなさい。該当しないものには×を付けて、余裕のある方は、×を付けた物は何に該当するかを答えなさい。

- a 家庭から排出される家電製品に使用されている PCB 部品
- b 病院から排出される血の付いたガーゼ
- c 市町村の一般廃棄物焼却施設から排出される「ばいじん」
- d 家庭から排出される血の付いたガーゼ
- e 家庭から排出される変質灯油

### 【解説】

特別管理一般廃棄物の号数は増えてしまったが、初心者のうちは大別すれば次の 4 つと覚えておけばよいのではないか。

①PCB 部品 ②ばいじん ③感染性廃棄物 ④廃水銀

①かつて（ほとんどは昭和 40 年代まで）作られたテレビ、電子レンジ、エアコンには PCB を使ったコンデンサーが使用されているものがある。これが PCB 部品である。これらは一般家庭から廃家電として排出されるので、事業活動が伴わない。だから一般廃棄物であり、また、PCB は有害だという位置付けで特別管理一般廃棄物となっている。（政令第 1 条第 1 号）

②ばいじんとは、一般廃棄物を処理するために発生した、すなわち一般廃棄物である「ごみ」を焼却したときに発生する「すす」である。このすすの中にはダイオキシンが高濃度で入り込む場合が多いことから、指定したものである。また、ばいじんそのものだけでなく、このばいじんを処理するために様々手を加えた「物」も一般廃棄物と規定している。（政令第 1 条第 2～7 号）

③感染性廃棄物は、具体的には「血の付いたガーゼ」等である。特別管理一般廃棄物としての感染性廃棄物（政令第 1 条第 8 号）はあくまでも一般廃棄物としての特管である。したがって、産業廃棄物に分類される「事業活動が伴って」の「金属くず」や「プラスチック類」は特別管理一般廃棄物とはならない。

「血の付いた注射針」は、「血」は「液状であれば廃アルカリ、固形状であれば汚泥」との解釈

## ～廃棄物処理問題～

であるから産業廃棄物であるし、「針」は「金属くず」であるから、やはり産廃である。

「血の付いたガーゼ」は、「血」は産廃であるが、「ガーゼ」は「繊維くず」に該当し、指定業種のある品目である。「繊維くず」の指定業種は「繊維工業」等であり、病院は入っていない。したがって、「ガーゼ」は事業系の一般廃棄物ということになる。このことから、「血の付いたガーゼ」は、「産廃と一廃の混合物」となり、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物との混合物となる。

感染性廃棄物の注意すべきもう1点は、排出事業所を限定していることである。産業廃棄物における指定業種のようなものである。

政令と省令で、病院、診療所をはじめとして、10種類の施設を規定している。

したがって、この施設以外から排出される場合は、いくら血液が付いていようとそれは法律的には「感染性廃棄物」とはならない。その一例が「家庭」である。

灯油も、産業廃棄物として廃棄される場合は引火点70度未満なので特管産廃となるが、一般廃棄物では引火点による特別管理廃棄物を規定していないことから、家庭から灯油が廃棄物として出された場合は棄物とはならず普通の一般廃棄物となる。

正解 a、b、c は「○」特別管理一般廃棄物、d、e は「×」普通の一般廃棄物。

「特別管理」は難しいですね。ただ、難しいからと言って、うやむやにしておくと、許可が違いますので下手すると「無許可」を問われかねません。自社の業務と関係する特別管理廃棄物は、やはり知しておく必要がありますね。

と言うことで、今回の宿題は「特別管理」の「定義」から。



### 宿題Q

次のうち、廃棄物の定義として誤っているものはどれか。

- (1) 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物（前段の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く）をいう。
- (3) 特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- (4) 特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- (5) 特別管理一般廃棄物とは、特別管理産業廃棄物以外の廃棄物をいう。



# 佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column  
——コラム——

## ○環境表示のあり方検討会

2025年9月29日、環境省は環境表示のあり方に関する検討会（第1回）を開催しました。

環境に関する表示は、エコマークのように認証機関があるものだけではなく、自主的な基準や抽象的な記載など、玉石混交です。消費者に誤解を与えるような表示はグリーンウォッシュと呼ばれていますが、その範囲も不明確です。環境省は、2008年「環境表示ガイドライン～消費者にわかりやすい適切な環境情報提供あり方～」を策定・公表し、2009年改訂、2013年再度改訂していますが、その後は改訂が行われていません。環境表示の信頼性を確保するためには、どのような制度やガイドラインが必要か、今後検討される予定です。

[https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/net/page\\_00094.html](https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/net/page_00094.html)

<https://www.env.go.jp/content/000345668.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和7年11月25日掲載)

## ○紙おむつリサイクルガイドラインの改定

2025年10月3日、環境省は使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン改定のための検討会（第1回）を開きました。

2020年3月、環境省は「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を作成しました。しかし、このリサイクルはあまり普及していません。そこで、2030年度までに使用済紙おむつの再生利用等の実施または検討を行う自治体数を150とする目標の達成などを目的に、ガイドラインの改定を行うことになっています。再生のコストや再生材の利用用途などを考慮すると、普及には課題がありそうです。

[https://www.env.go.jp/page\\_00129.html](https://www.env.go.jp/page_00129.html)

<https://www.env.go.jp/content/000344538.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和7年11月17日掲載)

## ○広域認定の手引き改正

2025年10月1日から、広域認定の申請・届出は電子手続きに変更されました。これに伴い手引きも改正されています。

行政手続きは電子化が進んでいますが、廃棄物関係については自治体も国も対応が遅れています。事業者にとっては、届出事項であっても事前相談が必要とされ、受理されるまでに時間がかかることが負担となっています。広域認定について電子手続きが可能になったことで、行政及び事業者の双方にとって負担が軽減されることが期待できます。

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>

<https://www.env.go.jp/content/000342582.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和7年11月10日掲載)

ワンポイント

# 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所  
CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



## 「死亡労働災害多発警報」発令中 2～栃木労働局～

栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の防止、とりわけ死亡災害の撲滅を目的とした「年末年始無災害運動」を各労働災害防止団体等とともに実施中です。

### 「年末年始無災害運動」実施要綱《抜粋》

#### 2 当局実施期間

令和7年12月1日から令和8年1月15日まで

#### 4 労働災害防止の重点事項

- (1) 死亡災害及び身体に障害が生ずる重篤な災害の撲滅
- (2) 高年齢労働者における災害の防止
- (3) 「転倒」及び腰痛等の「動作の反動、無理な動作」による行動災害の防止
- (4) 高所作業における「墜落、転落」による災害の防止
- (5) 機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」による災害の防止

#### 5 栃木労働局の実施事項

- (1) 死亡災害多発警報による「高年齢労働者による災害防止対策」び「墜落災害の防止対策」の推進  
→『死亡労働災害 多発警報発令中』

<以下、略>

死亡労働災害  
多発警報発令中

発令日 令和7年 9月 1日  
期間 令和7年12月31日まで

栃木労働局・労働基準監督署

発令内容（抜粋）を再掲します。

#### 1 発令期間

令和7年9月1日から令和7年12月31日（発令日：令和7年9月1日）

#### 2 期間中の重点事項

死亡労働災害を防止するため、リスクアセスメントを実施し、安全な作業計画、作業手順を徹底するため、安全衛生教育を確実に実施し、基本的な安全措置を徹底すること。」を推進とともに、次の2つを最重点項目として推進する。

##### ◎ 最重点項目（1）： 墜落災害対策

昨年において、あらゆる業種で多発した「墜落」死亡災害を発生させないための対策徹底

##### ◎ 最重点項目（2）： 高年齢労働者対策

本年を含め近年多発している高年齢労働者が労働災害に遭わないため、高年齢労働者に合わせた職場環境の改善や、作業配置の配慮等、エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）の推進

『◎最重点項目（1）： 墜落災害対策』は、前号で補足しました。

今号では、『◎最重点項目（2）： 高年齢労働者対策』を補足します。

## ～ワンポイント安全衛生～

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）は、高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものとして、令和2年3月厚生労働省から公表されました。

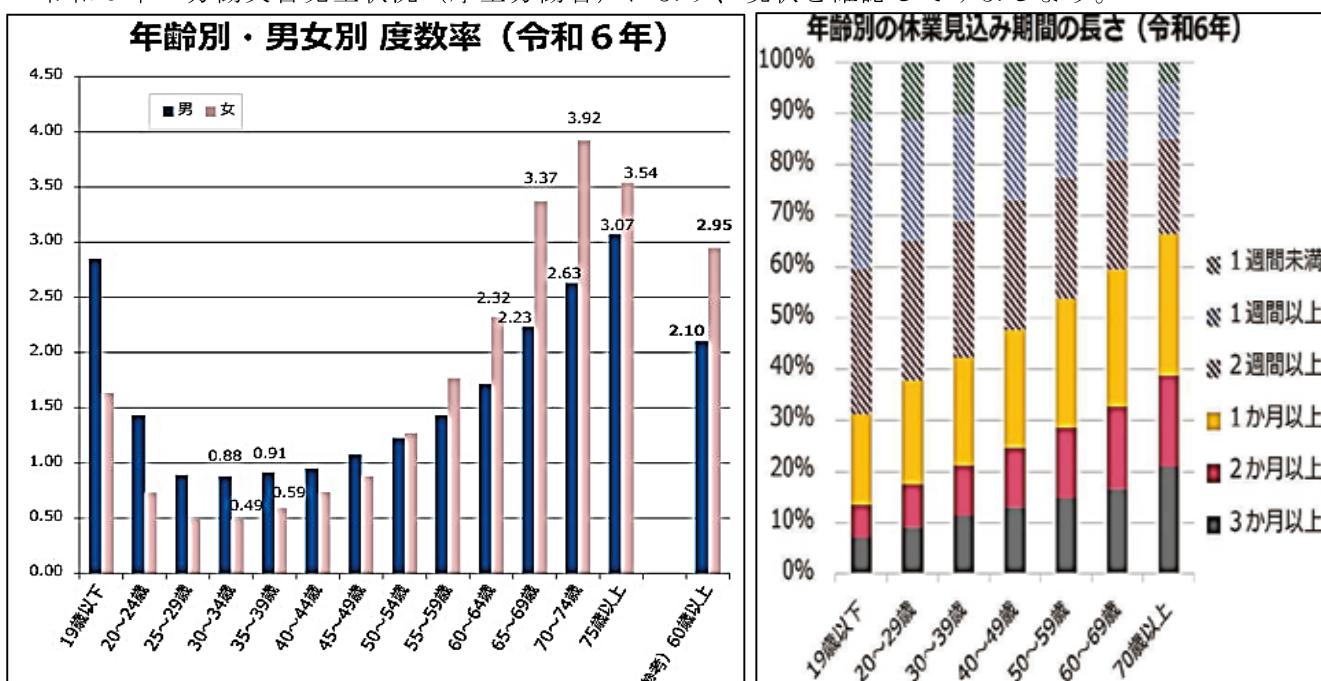
求められる取組みは、次のようになります。

〔事業者〕 高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。

〔労働者〕 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るために努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。



令和6年の労働災害発生状況（厚生労働省）により、現状を確認してみましょう。



- 60歳以上の男女別の労働災害発生率（死傷度数率（以下「度数率」という。））を30代と比較すると、男性は約2倍、女性は約5倍となっている。
- 60歳以上の死傷度数率は、2.41となっている。

〔補足〕

度数率：100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、労働災害の頻度を表すもの  
強度率：1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数で、災害の重さの程度を表したもの

- 休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間となっている。

- 60歳以上の死傷千人率は、4.00である。

〔参考資料〕

- ・「死亡労働災害多発の警報発令」（栃木労働局）
- ・「年末年始無災害運動」実施要綱（栃木労働局）
- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（厚生労働省）
- ・「令和6年の労働災害発生状況」（厚生労働省）

C S P 労働安全コンサルタント (Certified Safety Professional Consultant) とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

## ～相談事例～

### こんな時、どうするの？ グーグルAI ジェミニに相談

今月は、皆様にご披露するような相談案件はありませんでした。そこで、もう利用されている方もいるとは思いますが、グーグルAIに相談してみました。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の応用問題を5問作成してください。」と入力したら、次の問題が出てきました。

1. ある建築現場から、建設作業に伴い排出された廃プラスチック類、木くず、金属くずと、現場事務所から排出された社員の昼食の弁当の残骸(生ごみ)が混在する廃棄物が発生しました。これらの廃棄物に対する廃棄物処理法上の分類と、原則的な処理責任の主体に関する正しい組み合わせを選びなさい。

- A. 廃プラスチック類・木くず・金属くず：一般廃棄物（市町村に処理責任）／弁当の残骸：一般廃棄物（市町村に処理責任）
- B. 廃プラスチック類・木くず・金属くず：産業廃棄物（排出事業者に処理責任）／弁当の残骸：一般廃棄物（市町村に処理責任）
- C. 廃プラスチック類・木くず・金属くず：特別管理産業廃棄物（排出事業者に処理責任）／弁当の残骸：一般廃棄物（市町村に処理責任）
- D. 廃プラスチック類・木くず・金属くず：産業廃棄物（市町村に処理責任）／弁当の残骸：一般廃棄物（排出事業者に処理責任）

2. 産業廃棄物を処分業者に委託して処理する排出事業者が、廃棄物処理法に基づき、処理が適正に行われたことを確認し、不適正処理を防止するために導入されている、義務付けられた仕組みはどれか。また、この仕組みにおいて、排出事業者が最終処分の終了したことを確認するために受け取るべき書類の名称は何か。

- A. 産業廃棄物処理計画の届出／処理委託契約書の写し
- B. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の運用／最終処分終了が記載されたE票
- C. 特別管理産業廃棄物処理計画の提出／産業廃棄物処理業の許可証の写し
- D. 電子マニフェストシステムの導入／処分完了の連絡を受けたことを示すメール

3. 工場から排出された特別管理産業廃棄物である廃油（特定有害産業廃棄物ではない）の処理を、処分業者に委託する場合、排出事業者が法律に基づき契約書に明記しなければならない『委託基準』に関する必須事項ではないものはどれか。

- A. 処理業者の特別管理産業廃棄物処分業の許可年月日及び許可番号
- B. 委託する特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状
- C. 委託する廃棄物の処理計画の詳細な工程表及び作業担当者名
- D. 最終処分を行う場所の所在地

4. ある市で、家庭から出る一般廃棄物の排出量が増加しているため、市は新たな処理施設を建設することを計画しています。廃棄物処理法に基づき、この一般廃棄物の処理に関する『処理計画』の策定と、処理の実施に関して、第一義的な責任を負う主体はどれか。

- A. 環境省
- B. 市町村（特別区を含む）
- C. 一般廃棄物処理業者（民間企業）
- D. 都道府県

5. ある金属加工工場が、事業活動で生じた廃酸（pH 2.0）を一時的に保管した後、許可を持つ業者に処理を委託しようとしています。この廃酸は廃棄物処理法上、どのように分類されるか。また、この廃酸の『収集運搬』を業として行うために必要な許可はどれか。

- A. 分類：特別管理産業廃棄物／必要な許可：特別管理産業廃棄物処分業の許可
- B. 分類：一般廃棄物／必要な許可：一般廃棄物処理業の許可
- C. 分類：特別管理産業廃棄物／必要な許可：特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
- D. 分類：産業廃棄物（特別管理産業廃棄物ではない）／必要な許可：産業廃棄物収集運搬業の許可

正解は、1問；B 2問；B 3問；C 4問；B 5問；Cです。いかがでしたか。応用問題をお願いしましたが、さほど難しい問題ではないなと思いました。もしも時間があり、自分の廃棄物処理法に係る知識を試してみたい、全産連が実施する廃棄物処理検定を受験する方など、ジェミニに相談すると良いと思いました。私も今回初めてジェミニに相談しましたが、ジェミニは、BとCが好きなようですね。

# サーキュラーエコノミー 動静脈連携マッチングセミナー ～サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行に向けて～

共催 :



栃木県



公益財団法人

産業廃棄物処理事業振興財団

国際的な資源需要の拡大と、地政学的リスクの高まりによる資源制約や気候変動などの環境制約から、サーキュラーエコノミー（以下、CE）への移行が国家戦略と位置付けられました。

本セミナーでは、栃木県内の製造業者（動脈産業）、廃棄物処理業を含む再資源化事業者（静脈産業）が、資源循環を考えるきっかけや手がかりとなるよう、動静脈間での意見交換を実施します。

今後、さらに加速度的に事業環境が変化していく中で、CE移行に積極的に参加いただく機会として、是非、ご参加ください。

## プログラム

○開催日時:令和8年2月20日(金)13:30~16:50(13:00開場)

○開催場所:栃木県庁 東館 4階講堂(栃木県宇都宮市塙田1-1-20)

○対象循環資源:建設廃棄物、廃プラスチック

時間	テーマ、項目、内容等
13:30	【開会挨拶】栃木県 環境森林部 資源循環推進課
13:35~13:55	【基調講演】 サーキュラーエコノミーと産廃財団の地域支援方策について (公財)産業廃棄物処理事業振興財団 常務理事 山越 厚志 氏
13:55~14:20	【事例紹介】 埼玉県での動静脈連携の取組と具体例 埼玉県 環境科学国際センター 川寄 幹生 氏
14:20~15:00	【情報提供<動脈側2社(予定)>】 再生材利用状況や再生材に代替できる部材等について
15:00~15:40	【情報提供<静脈側2社(予定)>】 資源化状況や資源化の可能性のある廃棄物等について
15:40~15:50	休憩
15:50~16:50	【グループディスカッション】
16:50	【閉会挨拶】栃木県 環境森林部 資源循環推進課

※現時点でのプログラム案になりますので、変更となる場合があります。

## 定員・お申し込み方法

**先着40名(定員に達し次第終了)**

申込締切:2月5日(木)まで ※動脈企業・静脈企業 各20名程度

お申し込みは右の二次元コードまたは下記URLから  
<https://forms.office.com/r/v2aG8meCGp>



参加費  
無料

事前申込制

※令和8年1月1日～募集開始

## お問い合わせ先

栃木県 環境森林部 資源循環推進課(担当:佐藤、後藤)

TEL:028-623-3228 E-mail:puragomizer@pref.tochigi.lg.jp

The collage consists of nine panels arranged in a 3x3 grid, each featuring an illustration and Japanese text.

- Top Left:** A woman in a blue coat and floral leggings holding a blue bowl. Text: サステナブルな生活 (Sustainable life).
- Top Middle:** A boy sitting on a bench with a red water bottle. Text: マイボトルでテイクアウト (Bring your own bottle for takeout).
- Top Right:** An older woman in a colorful sweater and skirt holding a shopping bag. Text: アップサイクルのファッション (Upcycling fashion).
- Middle Left:** A person riding a kick scooter. Text: カーボンニュートラルなおでかけ (Carbon neutral travel).
- Center:** The main title: とちぎごみゼロプロジェクト (Tochigi Zero Waste Project) and the logo: *Tochigi 5.30 Project vol.2*. Below it is the slogan: 栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言 (Declaration of zero waste in the Minamitsugaru River area of Tochigi). Subtext: ゴミ問題はどこかの誰かの問題じゃなく、私たちひとりひとりの問題だから。私たちしくできることを無理なく続けよう。
- Middle Right:** An elderly man with a cane and a shopping bag. Text: エコバッグでプラ削減 (Reduce plastic by using eco bags).
- Bottom Left:** Two children walking together, one holding a water bottle. Text: ペットボトルはリサイクル (Recycle plastic bottles).
- Bottom Middle:** A woman and a child walking together, both holding water bottles. Text: 通学路で子どもと一緒に (Together on the school route).
- Bottom Right:** A man in a suit holding a briefcase. Text: 週に一度だけ職場のまわりを (Walk around the workplace once a week).

**Bottom Right Panel Text:** ゴミひろいキャンペーンに参加して豪華宿泊券プレゼントをもうおう! 裏をCHECK>

キャンペーン期間: 2025.10/1水 » 12/26金



## “私たちのゴミひろい”をしたら Instagramから投稿！抽選でプレゼント！

### 第1弾

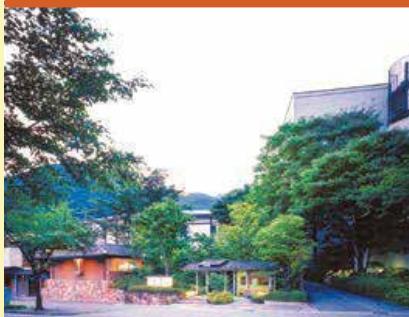
10月



A賞 那須リゾートホテル  
ラフォーレ那須  
ペア宿泊券  
1組

### 第2弾

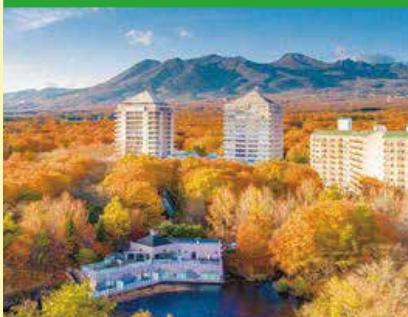
11月



A賞 鬼怒川パークホテルズ  
ペア宿泊券  
1組

### 第3弾

12月



A賞 那須ホテル  
エビナール那須  
ペア宿泊券  
1組

B賞  
各月5名

県内商業施設「商品券3000円分」  
福田屋百貨店各店／ジョイフル本田宇都宮店／  
東武宇都宮百貨店／ショッピングモール ベルモール  
※いずれかのものになります。※指定はできません。

C賞  
各月50名

とちぎ530プロジェクト  
「オリジナル軍手」

キャンペーンの詳しい情報はコチラ(栃ナビ!のサイト)



## \ 参加方法 /

1 フォロー&  
いいね

インスタグラムの  
キャンペーンアカウント  
「tochigi\_530」を  
フォロー&  
投稿をいいね >>>



2 写真を  
撮る

ゴミひろいの  
写真を撮る >>>



3 投稿

自分のアカウントから、  
「#とちぎ530プロジェクト」  
のハッシュタグをつけて投稿



期間中、何度でも投稿できます！

当選者にはDMで事務局よりご連絡いたしますので、キャンペーン期間中は  
フォローしていただくようお願いいたします。

## ボランティアで清掃活動をしている皆さま

# もりさとかわうみ 栃木の森里川湖清掃活動等ポータルサイトに 皆さまの清掃活動を登録しませんか？

栃木の森里川湖清掃活動等ポータルサイトは



ごみ拾いなどの清掃活動の取組の輪を広げたい！

そして、栃木の森里川湖から海洋に流出するプラごみゼロ！

という目的で始まった栃木県のホームページです。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/seisoukatudoutourokuseido.html>

清掃活動の輪を広げるため、  
皆さまのご協力が必要です！  
この機会に、ぜひ、登録をお願いします。



### ①掲載団体になるには

活動の頻度、内容、ひとこと PR 等を記載した「掲載申請書\*」を提出してください。

### ②清掃活動を実施したら

拾ったごみの量、参加者の声等を記載した「活動報告書\*」を提出してください。

\* 「掲載申請書」「活動報告書」の様式は、県ホームページにございます。

\*.. \* \* 掲載団体 (R7 年 12 月 1 日現在) \* ..  
足利の山クリーンハイク/市貝ジュニアリーダースクラブ/宇都宮海さくら/宇都宮市河川課/宇都宮大学環境改善センターECHO/海と日本プロジェクト in 栃木県/株式会社大岩建設/奥日光清流清湖保全協議会/上稲葉・自然を守る会/サンエコサーマル株式会社/塩原温泉観光協会/杉の並木守(日光杉並木街道保護ボランティア)/鈴運メンテック株式会社/株式会社セルクリーンセンター/株式会社ダイセキ 関東事業所/中興化成工業株式会社 宇都宮工場/中禅寺湖クリーンプロジェクト/電気興業株式会社 鹿沼工場/栃木県/公益社団法人栃木県産業資源循環協会 青年部/栃木県自然公園美化推進協議会那須支部/栃木県なかがわ水遊園(公益財団法人栃木県農業振興公社)/非営利活動法人とちぎ生涯学習研究会/非営利活動法人とちぎボランティアネットワーク/利根川上流河川利用者協議会/那珂川をきれいにする会/仲田総業株式会社/那須塩原市立塩原小中学校/日光市シルバー人材センター/日産自動車栃木工場/日産自動車工長会 栃木地区/日本サーファクタント工業株式会社/日本山岳会 栃木支部/日本たばこ産業株式会社北関東工場/日本たばこ産業株式会社栃木支社/日本たばこ産業株式会社葉たばこ研究所/ノボルディスクファーマ株式会社 SustainaBULL 部/ハートランドまちづくり隊/ふれあいの森伊勢崎/株式会社ポンパック栃木工場/株式会社八幡/株式会社リ・プラ/渡辺産業株式会社  
※50 音順、敬称略 栃木の環境美化県民運動へのご協力感謝申し上げます。



### お問い合わせ・申請書等提出先

栃木県 環境森林部 資源循環推進課 企画推進担当  
〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20  
電話番号 028-623-3228 FAX 028-623-3113  
E-mail puragomizero@pref.tochigi.lg.jp



～栃木県内のまつり・イベント情報～

栃木県内のまつり・イベント情報（12月～1月）



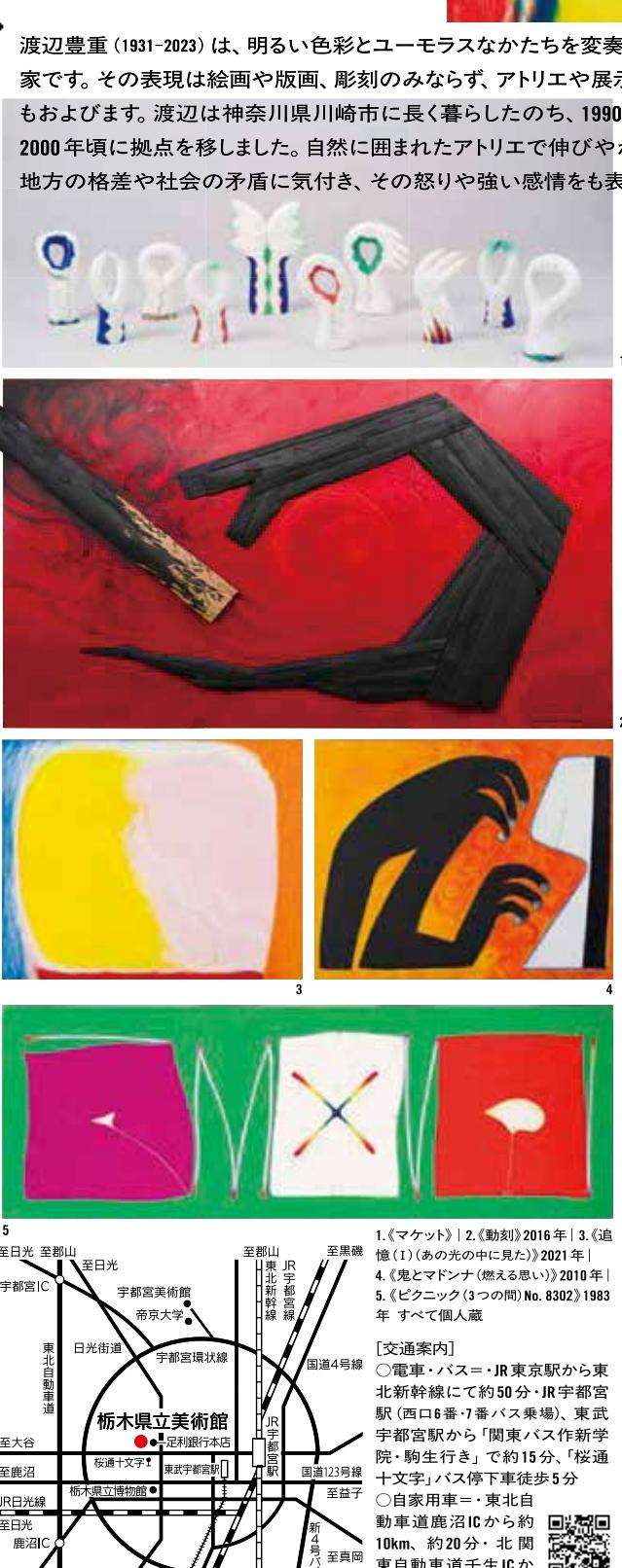
日時	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
11月28日(金)～2026年2月1日(日)	矢板駅前イルミネーション	矢板市	JR矢板駅前広場(矢板市扇町1-1-1)	(一社)矢板市観光協会	0287-47-4252
12月1日(月)～2026年3月31日(火)	星降る夜の日光	日光市	日光・足尾エリア	日光市観光協会	0288-22-1525
12月3日(水)～28日(日)9:00～16:30(入館は16:00まで)	井頭公園花ちょう遊館 冬の企画展「神秘的に輝く黄金のナガツリー」	真岡市	井頭公園	井頭公園管理事務所	0285-83-3121
12月6日(土)～2026年2月14日(土)	片岡駅前イルミネーション	矢板市	JR片岡駅前(矢板市片岡2099)	KATAOKA BASE	kataokabase@gmail.com
12月6日(土)～27日(土)の毎週土曜予定	川治温泉仕掛け花火ショー「流彩花」	日光市	川治温泉街	日光市観光協会	0288-22-1525
12月6日(土)～2026年3月1日(日)17:00～21:00	まちの駅 新・鹿沼宿イルミネーション2025	鹿沼市	まちの駅 新・鹿沼宿	(一社)鹿沼市観光協会 (まちの駅 新・鹿沼宿内)	0289-60-2507
12月6日(土)	第10回トレラン益子	益子町	尾羽の里交遊館(スタート&ゴール)(栃木県芳賀郡益子町上大羽912)	トレラン益子実行委員会 (益子いくべ会)	trailrun.mashiko@gmail.com
12月7日(日)～2月28日(土)	わたらせ渓谷鐵道各駅イルミネーション事業	日光市	わたらせ渓谷鐵道各駅	群馬県みどり市政策企画部 企画課 政策調整係	0277-76-0962
12月7日(日)・13日(土)9:00～11:30	初心者大歓迎！オオワシ・オジロワシをさがそう！	日光市	集合:中禅寺湖畔ボートハウス	日光自然博物館	0288-55-0880
12月12日(金)～14日(日)	栃木市・渡良瀬バルーンレース2025	栃木市	栃木県栃木市藤岡渡良瀬運動公園、スカイフィールドわたらせ(渡良瀬遊水地内)	渡良瀬バルーンレース実行委員会(栃木市観光振興課内・平日のみ)(一社)栃木市観光協会	0282-21-2374 0282-25-2356
12月13日(土)・14日(日)10:30～16:00	だいや日曜市	日光市	日光だいや川公園	日光だいや川公園管理事務所	0288-23-0111
12月14日(日)10:00～14:30	芳賀クラシックカーフェス2025	芳賀町	芳賀町ロマンの湯南側駐車場(芳賀郡芳賀町上延生160)	大谷津明	akakage.a.piri@ezweb.ne.jp
12月20日(土)・21日(日)	鬼怒川・川治温泉ゆず湯風呂「柚子ほの香」	日光市	鬼怒川温泉街・川治温泉街	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
12月20日(土)、21日(日)10:00～18:00(最終日は17:00まで)	もてぎクリスマスマーケット～クラフト＆フード～	茂木町	茂木町まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」屋内及び駐車場(栃木県芳賀郡茂木町茂木1720-1)	もてぎクリスマスマーケット実行委員会(事務局:茂木町企画課)	0285-63-5616
12月26日(金)予定	日光湯元温泉スキー場オープン	日光市	日光湯元温泉スキー場	日光湯元温泉スキー場 ※シーズン外 東武興業(株)日光事務所	0288-62-2532 0288-53-0901
12月30日(火)	大鏡餅奉納式	高根沢町	安住神社(高根沢町大字上高根沢2313番地)	安住神社	028-675-0357
12月下旬～※積雪次第	光徳クロスカントリースキー場オープン	日光市	光徳クロスカントリースキー場	日光アストリアホテル ※シーズン外 東武興業(株)日光事務所	0288-55-0585 0288-53-0901
1月1日(木・祝)6:30～	足利織姫神社 歳旦祭(初日の出を拝む会)	足利市	足利織姫神社境内(西宮町3889)	足利織姫神社奉賛会事務局(足利織物会館内)	0284-22-0313
1月1日(木・祝)	元旦祭	高根沢町	安住神社(高根沢町大字上高根沢 2313 番地)	安住神社	028-675-0357
1月10日(土)11:00～12:30	太子祭	大田原市	大田原神社(大田原市山の手 2-2039)	大田原商工会議所	0287-22-2273
1月15日(木)	春渡祭(おたりや)	宇都宮市	宇都宮二荒山神社	宇都宮二荒山神社	028-622-5271
1月15日(木)～3月31日(火)	第7回日本一早い？黒磯雛めぐりスタンプラリー事業	那須塩原市	那須塩原市 黒磯地区	NPO 法人黒磯観光協会 (内)街めぐり推進協議会	0287-74-2822
1月31日(土)15:00～	節分鎧年越	足利市	織姫公民館(通6丁目)～鎧阿寺(家富町2220)	立春会事務局(足利商工会議所)	0284-21-1354

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

～栃木県立美術館からのお知らせ～



# WATANABE Toyoshige 渡辺豊重展



い ろ、かたち、ひかりの冒険  
1.10 sat. 3.22 sun. 栃木県立美術館 Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

僕はなに色 A Retrospective

渡辺豊重(1931-2023)は、明るい色彩とユーモラスなかたちを変奏させ、多くの作品を生み出した美術家です。その表現は絵画や版画、彫刻のみならず、アトリエや展示室を飛び出してパブリックアートにもおよびます。渡辺は神奈川県川崎市に長く暮らしたのち、1990年代に那珂川町にアトリエを構え、2000年頃に拠点を移しました。自然に囲まれたアトリエで伸びやかな作品を制作する一方で、都会と地方の格差や社会の矛盾に気付き、その怒りや強い感情をも表現に変え「鬼」のシリーズを生み出しました。渡辺は社会や圧倒的な力にたちむかいながらも、作品の軽やかさを失わず、新たな表現へと踏み出すのです。本展では、渡辺が探求した、いろ、かたち、ひかりの表現をたどり、その豊かなる画業を顕彰します。

関連イベント

※各イベントとも、ご参加には当日の企画展観覧券が必要です。  
※事前予約は右記QRコードよりお進みください。

担当芸員によるギャラリートーク

日時=1月10日(土)、2月7日(土)、3月7日(土)  
各回とも午後2時から(1時間程度)

屋外イベント

「たちあがれ!《モクモク》」

日時=1月17日(土)、2月14日(土)、3月14日(土)  
各回とも午後2時から(1時間程度)  
会場=栃木県立美術館 企画展示場室(予約不要)  
内容=大きなバルーンでできた《モクモク》に風を送って、屋外展示場にたちあげます。

対話型ワークショップ

「《さまざま》に対話してみよう」

日時=1月24日(土)午後2時から3時30分  
会場=栃木県立美術館 企画展示室・集会室  
対象=どなたでも10組(オンラインによる事前予約制 予約開始日=12月22日(日)午後9時)  
内容=彫刻を鑑賞して、粘土で《さまざま》なかたちを作って、参加者同士で対話をしてみましょう。

親子ワークショップ

「怒ったぞ!鬼をつくって、鬼になろう!」

日時=2月1日(日)午後2時から3時30分  
会場=栃木県立美術館 企画展示室・集会室  
対象=小中学生とその保護者10組(オンラインによる事前予約制 予約開始日=1月12日(月)午後9時)  
持ち物=最近怒った時のエピソードと気持ち  
内容=社会への怒りから生まれた鬼のモチーフ。鬼シリーズを鑑賞して自分の気持ちを鬼のかたちにしてみましょう。

同時開催

コレクション展IV 激動の時代—昭和の絵画—  
会期=1月10日(土)~3月22日(日)

宇都宮美術館のご案内

北條正庸 風の旅  
会期=2月8日(日)~3月29日(日)  
※詳細は宇都宮美術館にお問い合わせください。  
TEL 028-643-0100

## ～協会ニュース～

12月27日（土）～1月4日（日）まで、年末年始休業とさせていただきます。  
ご迷惑ご不備をおかけいたしますが、何卒よろしくお願ひします。

### 会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

#### 《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail [info@tochigi-sanpai.or.jp](mailto:info@tochigi-sanpai.or.jp)

\*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

\*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力  
何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

### 【協会員の皆様へ】 一許可証の変更等について一

協会員の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会までご連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL又はFAX番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

### －編集後記－

年内も残りわずかとなりました。今年一年のご支援に感謝しつつ、来年もより良い誌面づくりを目指してまいります。

ところで、12月は多くの家庭や職場で大掃除が行われ、廃棄物の排出量が増加する時期でもあります。近年は、ごみ処理施設などでリチウムイオン電池が混入したことによる火災が多発していますので、各市町の分別ルールなどをしっかりと守って、安全安心なゴミ処理に貢献しましょう！

### －事務局だより－

☆ 11月5日（水）

関東地域協議会事務責任者会議が、Web形式で開催され、野中常務理事が出席しました。

☆ 11月19日（水）

全国産業資源循環連合会関東地域協議会が、群馬県高崎市のメトロポリタン高崎において開催され、山口・神山・山本・加藤副会長、野中常務理事が出席しました

☆ 11月21日（金）

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・加藤副会長、湯澤専務理事、野中常務理事が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ 11月27日（木）

全国産業資源循環連合会全国正会員事業研修が、Web形式で開催され、中指事務局次長、藤平主査が出席しました。